

議会第 1 2 号

新発田市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

新発田市議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第 1 0 9 条第 6 項及び新発田市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

提出者 新発田市議会議会運営委員会
委員長 板垣 功

新発田市議会議長 湯浅 佐太郎 様

新発田市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 新発田市議会委員会条例（昭和44年新発田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 常任委員の改選が任期満了前に行われたときの改選前の常任委員の任期は、前項の規定にかかわらず、その改選が行われたときまでとする。

第8条第4項中「第3条（常任委員の任期）第2項」を「第3条（常任委員の任期）第3項」に改める。

第2条 新発田市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表総務常任委員会の項中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同表経済建設常任委員会の項中「、財産管理課」を削る。

第3条 新発田市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表総務常任委員会の項中「9」を「8」に改め、同表経済建設常任委員会の項中「8」を「7」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第3条の規定 この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される新発田市議会議員の一般選挙の投票日の翌日